

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態

——丹後国加悦町杉本利右衛門家文書を中心として——

足立政男

一、はしがき

二、加悦谷機業地帯における糸問屋の系譜

(一) 富農 出身

(二) 飛脚 出身

(三) 仲買人 出身

(四) 機屋 出身

(五) 杉本利右衛門家の系譜

三、糸問屋商人の存在形態

(一) 機屋との取引形態

(イ) 機屋に対する貸付と支配

一 はしがき

(四) 歩機経営

(二) 糸仲買商人としての存在形態

(イ) 糸仲買商人仲間

(四) 糸仲買商人仲間の諸規定

(三) 原料生系の購入形態

(イ) 西陣生糸市場との関係

(四) 三丹地方生系の仕入

(イ) 諸国登せ糸の仕入

(四) 原料生系の販売形態

四、むすび

丹後縮緬機業は享保の昔、峰山城下に住んでいた絹屋佐平治と、宮津城下に住んでいた手米屋小右衛門、山本

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

屋佐兵衛等が苦心慘愴の末、遂に創業、爾来二百四十年、今日に至るまで京都府与謝・中・竹野三郡にまたがり、丹後唯一の国産物として発達し、現在日本縮緬機業界において全生産の七割乃至八割の生産高を占め、後練先染両織物をあわせて二千二百七十余軒、織機台数は一万三千三十余台、そのうち織機六台以下の工場が千七百軒に上り、丹後地区全工場の七十八%を占めている。又先染織物製造業者の場合は六台以下が九十七%もあって極めて零細化されている。かかる創業以来二百四十年にわたる零細機業経営形態を実証的に分析したものは未だなく、貴重な史料が未発表のまま残存している状態である。それ故創業以来の機業の経営形態を分析し、近世における生産力、資本構成、生産品の取引状況、原料生糸の購入、販売、京問屋・産地問屋と機業家との隸属形態、宮津藩・峰山藩の縮緬機業に対する保護政策、地方商業資本の成長と活躍等を明らかにし、丹後機業の近世における経営が歴史的・社会的・経済的・政治的背景のもとに如何なる存在形態を示していたかを究明し、もって近世における丹後縮緬史の一助とすることは誠に意義あるものと考えらる。

なお本論文作製にあたり、加悦町杉本誠一氏より貴重なる古文書拝覧の機会を賜わり、更に明石村吉田武夫氏より多大の御援助を賜わったことをここに厚く感謝する次第である。

二 加悦谷機業地帯における糸問屋の系譜

(一) 富農出身

縮緬織伝来以前すでに宮津にはかなり豪勢な糸問屋が存在したことが推測される。しかし縮緬織伝来以後はこれとは全く別家の系譜から、在方系・縮緬問屋が生れて来た。そしてその出身は何れも「百姓余業」の連中であ

つた。殊に在方の糸・縮緬問屋として、その存在が目立って来たのは寛延二年（一七四九）頃で、宮津糸問屋の支配下に入るべきことを命ぜられたが、町方と異り「百姓の余業」にすぎないことを理由にこれを拒み、明和三年（一七六六）はじめて一ヶ年銀十二枚の運上を定納するようになってからである。

（一）
覚

一、宮津糸問屋共より申出候は在方糸問屋前々より支配致来り、依之右運上銀六枚町方問屋より致上納候処、近来在方運上銀差滞候に付町方問屋より致弁納難儀仕候間、前々之通り被仰付被下候様に相願候。村々遂吟味候処拾七年以前在方糸問屋町支配より被仰付候得共御請難申由村々御願申上早速御免被仰候。百姓余業之糸商売町方支配請く事難相成御座候間、運上銀指上候儀に候はゞ直運上被仰付候様に申候付此度三河内村、算所村、後野村、加悦村・岩滝村糸問屋へ一ヶ年運上銀十二枚に被仰付候間、年々無相違致定納候様に可被申渡候。以上

明和三戌年三月

郡 奉 行

齋藤皆右衛門殿

沢村清五衛門殿

右の文書にいう銀十二枚が一人当り五匁銀十二枚を意味したとすれば、当時の運上融通内訳から見て後野村二、加悦町二、算所村一、三河内村三、計八軒となり、機二十五台につき一軒の割となるが、文政十一年（一八二九）頃になると加悦谷から、糸商内は四ヶ所限りとするか、それとも税金を免除してほしいと陳情しており、他村にも糸問屋が現われて来たことを物語っている。彼らは富農出身で、京都・丹波・但馬から生糸を集買したのである。

糸問屋運上融通之訳⁽²⁾

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態（足立）

三 (三)

明和三戌年より御上納仕来り候。則右明和に委敷有之候

一、銀四百三拾匁 四ヶ村より上納高

内百目 後野村

//百目 加悦町

//五十目 算所村

//百八拾匁 三河内村

右上納仕来候処其時節者外村々機稀に有之候。其後機数相増候に付四ヶ所にて相納候儀も無之候事に一統申候。文政八酉の極月の頃機屋行司出津仕候而御上様へ融通之四ヶ所に糸商内限り、又は御免被下候様押而願出候処其後三ヶ年の間沙汰無御座候。文政十一子年に至り被仰出候右之段御願出は御聞届被下難有奉存候。併子の年分者先年之通り上納被仰付候。

(二) 飛脚出身

更に糸問屋の中には飛脚から転身したのもあつたであらう。飛脚は丹後と京都の間を往復した糸・縮緬の運送屋であつて、織立の縮緬をゴザで包んで問屋へかつぎこみ、その帰りに糸屋町へ寄つて機屋または問屋から頼まれた糸を買つて帰つたのであるが、上荷飛脚とその雇傭人である下荷飛脚とに分れ、前者はのちに他領の飛脚や仲買人が縮緬や原糸を領内外へ非合法に運ぶのを監察する仕事も仰せつかつた。上荷飛脚には信用ある高持百姓が、下荷飛脚には水呑階層がなつたものと思われる。週に一度は京都に往復した彼等が、雨雪の多い窮乏の百姓生活から足を洗い、縮緬買次あるいは糸仲買人を経て問屋をめざしたとしても不思議ではなかつたらう。彼等が誓約証文を提出させられたのは、そのような機会を恐らくほかのどの百姓よりも多くもつていたことを物語る。

一、御荷物横売少も仕不申候

一、御機屋衆中様より受取申候御荷物私に質に置銀子借用仕候か又は被頼不申候機屋の御名前借り候て銀子借用仕候儀は勿論仕不申候様堅被仰奉畏候

(中略)

一、糸商少も仕不申候

(以下略)

右之条々奉承知候。万一少も相背き候はば何時にても飛脚御取上被成候義は勿論、如何様の難渋被仰付候共違背仕不申候処如件
文政七年申正月

御行司中御機屋衆中様

飛脚 連印

右の文書によって「御荷物横売少も仕不申候」とか「糸商少も仕不申候」とあることは飛脚が犯し易しい行為に対して禁制を約する覚書で、「万一少も相背き候はば何時にても飛脚御取上被成候義は勿論、如何様の難渋被仰付候共違背仕不申候」と実に敲重極まる誓約を機屋達が取っているのは、飛脚が京都問屋と丹後(原糸需要地)における糸・縮緬価格に通曉しており、日々の経済の動きに明かるい結果、何時でも糸・縮緬の買次商人に転化する可能性を多分にもっていたことを恐れた結果に外ならないのである。

更に天保十三年(四二八)には「飛脚、縮緬売買差留可申事」が峰山行司から規定されるようになり、安政五年(一八)には飛脚の歩機取りが問題になっている。

現在糸・縮緬兼営問屋で広巾百四十機の工場を直営する峰山吉村商店の初代吉村伊助はこの飛脚出身で、往き

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

は縮緬、帰りは糸や雑貨という京都通いのもの明治二年糸問屋を開業したものである。

(三) 仲買人出身

糸・縮緬仲買人が飛脚よりもっと手近に糸・縮緬問屋へ転身できたことはいうまでもない。

元来丹後縮緬は「私共儀、当村御百姓相勤罷在候処、作高斗にては取統難仕御座候に付、為助力先年より縮緬機少々宛織来り申候」、あるいは「延高に而百姓困窮仕候に付、耕作の余業に機商売仕、助力を以て御年貢御上納仕来り百姓立行候」と言うような文言で示されている意味で発達して来たものであるから、糸仲買人も恐らく飛脚と同じころ、機屋と肩をならべて、百姓の余業として出現して来たものと思われる。そして飛脚と同様、経済的に力を持って来ると、必然的に店舗をかまえて産地問屋に上昇転化し、仲買人を駆使するに至ったであろうと考えられる。

(四) 機屋出身

機屋も飛脚と同じく少し余力ができれば、糸・縮緬商を兼営する方向へ走ったであろう。竹野郡浅茂川村の「永代記録帳」によれば、慶応三年(一八六六)同村の機屋三十八軒（八十二機、うち休機十一）に対して糸仲買人は十七人（うち七人休業）さらに明治五年の分についてみるに、機屋四十一軒（七十一機）に対して廿五人、しかもうち十八人は機屋兼業で、その規模別・出身階層別区分は上表の通りである。

出階	身層	機屋兼業仲買人				機屋兼業
		1機	2機	3機	4機	
庄	屋			1 (1)		
百	姓	2 (1)	8 (4)			(2)
水	呑	1	3 (2)			
不	明	12 (3)	12 (5)	1 (1)	1 (1)	(5)
計		15 (4)	23 (11)	2 (2)	1 (1)	(7)
機屋に對する%		26%	48%	100%	(100)	

備考 カッコ内数字は糸仲買人数で、例えば機2台を有する百姓出身の機屋8戸のうち4戸は糸仲買業の意。

即ち機一台所有の機屋はその二六%しか糸仲買を兼業していないが、二機をもつようになるると四八%、三機以上ではその全部が兼業している。このことは機屋と糸屋が実質的には未分化のまま進んだことを物語るものである。かかる場合、生産者が一步でも原料供給者へ近づくようと努めることは極めて当然である。なお山一つで生産地の但馬と隣接する岩屋村では、糸と娘の交換といった形の機屋の商略結婚すら窺われるのである。

さて機屋の糸・縮緬問屋への転化は、縮緬織伝来後わずか四十年後の宝曆十二年^(六)_(三七)機株制定にあたって布達された峰山藩「規定書」に次の如くあるのをみても裏づけられるであろう。

規定書⁽⁴⁾

(前略)

一、近年機屋糸屋共規定相崩機屋之内にも糸屋に似寄候取扱致候ものも有之、糸屋にて縮緬取扱候者も有之哉相聞如何之事に候。以来糸商内之儀は糸屋に可限候。糸屋にて縮緬取扱候儀は不相成旨違置候間、不致混雜万事実意に申談相互に相統繁榮致候様可心懸候

(中略)

一、機屋にて自分織潰候糸之分、京都より致直買候儀古格も有之、且直段引合にも可相成候間差免候。併身元相応之機屋不殘京都より取寄候様相成候ては糸屋不立行道理も有之候間、当所糸屋の糸も取交織立可申候

(以下略)

宝曆十二年八月

即ち機屋は糸仲買人の手をわずらわさないで直接自分で糸を手に入れるか、京都へ飛脚を通じて注文するかの手段で原料糸の確保を図ったことが窺われる。更に縮緬においても「糸屋にて縮緬取扱候者も有之哉相聞如何之

事に候也。」とあることは、機屋の中の余力をもったものの中から、糸問屋・縮緬商人が出現して来ることを物語っているのである。しかして又この逆に、糸・縮緬仲買人が機屋を兼業した例も少くなかったと考えられる。

彼等機屋の中には農業兼機業↓機業兼農業↓機業↓織元↓マニユファフチュアへの道を進まないで、機業兼農業あるいは早やいものは農業兼機業↓商人↓問屋への道に転化していったものも少くなかったのである。

(四) 杉本利右衛門家の系譜

杉本家は丹後縮緬の宮津藩における発祥地加悦谷機業地帯の中心地加悦町にあり、その始祖は但馬国中山の橋本善人家の出身である。同家の過去帳によると

天保七丙申正月二日

「天性院殿山道功居士 氏は但馬中山橋本善人家の出にして、本家杉本嘉平治、家を康堂希安居士に譲りて当利右衛門家に隠居す、これを当家の祖先とす。次を徳岩宗功居士に譲れり」

とある。按ずるに初代杉本利右衛門の出身地が但馬国であることは、丹後縮緬の原料糸供給の地に生育したのであり、彼が寛政以降加悦谷に隠居して文化・文政・天保期に糸・縮緬の仲買を始め大いに活躍したのも決して故なきことではなかったのである。

次に極めて簡単な家系を示すと次の如く

初代 利右衛門 — 二代 利右衛門 — 三代 元治郎 — 四代 利右衛門 — 五代 利右衛門 — 当主（杉本誠一氏 醫師）

（明治元辰十一月十日歿）（昭和六年四月廿五日歿）

（天保七丙申正月二日歿）（明治九年五月十日歿）（昭和二三年二月一五日歿）

二代、利右衛門は与謝郡明石村赤西徳左衛門の四男で養子として杉本家を継いでいる。明石村は加悦町の隣村で加悦谷機業地帯の一部である。三代元次郎は、杉本家中興の人物にて、糸・縮緬問屋として大なる資産を蓄積し、商業・高利貸資本家として加悦谷機業界を支配し、遂に宮津藩の御用聞に任ぜられ、三人扶持商人となって藩主の財政に深く入りこんで益々特権を得、盛んに藩貸を行い、土地を集中している。

四代、五代の利右衛門は何れも郵便局長となり、大地主としての生計を立てていた。殊に五代利右衛門は、加悦谷発電所創設の功労者にして、電気事業に大なる私財を投じて尽力し、後に社長となり、峰山まで送電を行つた偉大なる社会事業家であった。六代誠一氏は現在医師としてその名声をうたわれ、一宮神社総代となり、或は吉祥寺寺総代となつて社会事業のために活躍している円満な人物である。

(1) 岩崎英精氏編「旧宮津領および峰山領機方文書」丹後織物工業協同組合本部所蔵。

(2) 右同

(3) 右同

(4) 右同

三 糸問屋商人の存在形態

(一) 機屋との取引形態

(1) 機屋に対する貸付と支配

丹後縮緬機業の組織は極点にまで発達した問屋制家内工業の生産形式であつて、問屋を中心とし、問屋がその

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

指導権を握り、機業家はこれに隷属する地位にあるにすぎなかったのである。「丹後織物は問屋資本の重庄と拮抗せる生産者の耐乏の歴史であった」といわれているが全くその通りであったと考えられる。

宝曆十一巳年九月の後野村絹屋惣代より出された「乍恐奉願上口上書」に「加悦、後野と申すは山林無御座候故水呑、其日過し者迄も賃織賃繰をば心当仕り雪中凌申候。」とあり。又これに添附された「乍恐願上候口上之覚」にも「一、絹縮緬之義は百姓ばかりには不相限候得共、是者帯地杯一所に者難申上候得共、中々銀子貯へ罷在り糸等相調へ申者無御座候。人々手筋を以て才覚仕之糸借受、又は織出し候代呂物を以って才覚仕候義に御座候。」とあり、機屋の窮状を述べて、糸・縮緬問屋の豊富なる商業・高利貸資本の支配下にあることを上申しているが、かかる原料糸の貸付はやがて土地の集中・家財の蓄積となり、更には村落支配の確立といった形態を必然的に取るに至るのである。⁽¹⁾

借用申銀子事⁽²⁾

一銀壹貫九百五拾匁

金三拾兩

内

一銀九百七拾五匁 亥正月

金拾五兩渡し

引メ改九百七拾五匁

加利

右之銀子儘ニ預リ申候実正明白ニ御座候然ル上者来ル丑より卯迄三ヶ年ニ急度返済可仕候若シ少々ニ而茂不足仕候ハバいか様成儀ニ而も被為仰付可被下候相違等茂御座候ハバ加判者罷出急度算用為致相渡し可申候為後日証文仍而如件

文政十亥正月

加悦町借用主 弥七郎^印

同 断請人 庄 助
同 断組合 友 治 郎

手米屋

元次郎様

右文書の借用主弥七郎、庄助、友治郎は何れも機屋で、文政八亥年「機屋冥加銀上納人別」によると、弥七郎は一台で冥加銀十匁、機株賃借料四匁、友次郎も同様で全く水呑的な機屋である。

かくて貧困機屋は必然的に強大なる地元における糸、縮緬問屋の商業・高利貸資本の前に全くの債務奴隷的な労働者となり、糸代銀を利息つきで借入れ、その製品は問屋まかせの価格で売渡さねばならない悲惨な立場に投げ込まれていたと云って決して過言ではないのである。次に、その強大な商業・高利貸資本の前に、多くの貧農機屋達が隷属・支配されていた実例をあげることにする。

(例証1)

覚(3)

一、御米貳俵

代銀六拾匁八分

右之通り槌ニ借用仕候処実正ニ御座候来ル寅三月晦日限り急度相立可申候方一間違御座候得ハ請人急度相立させ可仕為後日之一札依而如件

文政十二丑十二月 日

本人 友次郎

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

一一(一一)

手米屋
元治郎様

組 合 中

(例証2)

証文一札之事(4)

一、米	三俵	武三郎	一、米	三俵	利兵衛
一、同	貳俵	善四郎	一、同	三俵	八平
一、同	三俵	清三郎	一、同	五俵	衆八
一、同	三俵	衆治	一、同	五俵	庄八
一、同	三俵	衆六	一、同	貳俵	重五郎
一、同	六俵	才治	一、同	貳俵	元五郎
一、同	六俵	為五郎	一、同	貳俵	与兵衛
一、同	九俵	勘右衛門	一、同	三俵	上り 利兵衛
一、同	三俵	伊兵衛	一、同	四俵	儀右衛門
一、同	壹俵	お里ん 後家	一、同	四俵	兵助
一、同	貳俵	与右衛門	一、同	六俵	久七

惣ノ 八拾俵也

右者是迄飯料わずかの米買調候節ニ手間捐有之難波仕候ニ付右之通囲米御願申上候処御承知被成下難有存奉候然ル上者銀子引替
 ニて御渡可被下候勿論相場高下ニ不抱人別之内少しも不算仕候ハバ老丁連中限リ致割符付元利共早速御勘定可仕候為後日之証文

依前如件

弘化三年午正月日

請人 次

助丹後加賀

世話人

為五郎印

同 兵助印

同 庄八印

下組町主手米屋

元治郎様

右の文書によつて、当時の丹後縮緬機業が如何に零細な機屋の上に成立していたか、又それ等の機屋は何れも貧農で、年間の飯米すら確保出来ず、その不足の飯米をば糸・縮緬問屋として豊富な商業・高利貸資本を蓄積し、其の上大地主として有り余る米を蓄藏していた手米屋利右衛門に仰いでいたのであり、これによつて名実共に貧農機屋達は彼の支配に隸屬していたことが明かにされるのである。彼がその蓄積したところの商業・高利貸資本を土地集中に投下した金額は、寛政年度より慶応に至る約八十年間足らずに銀六十二貫四百七十五匁余の巨額に上り、田五町七反三畝十七步余、畑三反四畝十八步余、山林七ヶ所、山畑二ヶ所、屋敷三反五畝二十二步、家屋六軒の不動産が彼の手に集中兼併され、彼は名実共に豪商農化して、近郷の零細機業家達の上に君臨するに至つていたのである。

(四) 歩機経営

機屋が自己の計算と責任において機織を経営しているか、それとも原糸を問屋若しくは織元から支給されて工賃稼ぎをしているかによつて、それは自営機と賃機とに区分される。即ち歩機は「糸・縮緬問屋或いは仲買より

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

土地購入統計表（残存土地購入証文による）

年 代	購入金額/件数	購入地												
		上田	中田	下田	田畑	畑	の	種	類	と	面積			
1789～1800	寛政 0.020.00	1	反畝歩 0.026.00	反畝歩 0.009.50	反畝歩 2.115.00	反畝歩 0.203.00	反畝歩 0.203.00	反畝歩 0.203.00	反畝歩 0.413.00	7ヶ所 (山畑2ヶ所)	3.5.22.0	1軒	5軒	無高 1斗1升
1801～1803	享和 0.500.00	1			2.115.00		0.203.00			(山畑) 1ヶ所	0.6.08.00		1軒	無高 1斗1升
1804～1817	文化 (不明1) 7.814.00	13	4.7.17.00	8.2.24.00	2.3.14.50	0.7.09.00				(山畑1ヶ所)	0.3.10.00		1軒	無高 1斗1升
1818～1829	文政 米1石 2.850.00	3		0.9.29.00	2.4.23.00	0.3.11.50				(山畑1ヶ所)	0.3.20.00		1軒	
1830～1843	天保 4.185.00	7	3.3.06.50	3.1.15.00	1.3.18.00	0.6.19.00				(山畑1ヶ所)	0.3.10.00		1軒	
1844～1847	弘化 不明	1		2.3.17.00			0.1.18.00							
1848～1853	嘉永 7.225.50	10	1.6.16.00	0.4.19.00	7.1.24.00	0.9.10.00	0.2.25.00			4ヶ所	0.3.15.00			
1854～1859	安政 0.720.00	2	1.2.17.00		2.7.15.00						0.0.10.00			
1860～	万延 0.625.00	1			1.7.06.00									
1861～1863	文久 25.680.48	8	5.4.29.25	1.7.19.00	2.4.18.00	0.1.13.00					1.0.00.00	1軒	3軒	
1864～	元治 不明1件 3.300.00	1								2ヶ所	0.8.19.00			
1865～1867	慶応 9.555.40	3		0.8.15.00	0.6.15.00									
累 計	62,475.33	51	16.5.21.75	17.7.27.50	22.9.28.50	2.8.02.50	0.2.03.00	0.4.13.00		7ヶ所 (山畑2ヶ所)	3.5.22.0	1軒	5軒	無高 1斗1升

5町7反3畝17歩57

3反4畝18歩5厘

或る数量の原料糸を機屋に交附して製織せしめるものにして、初め原料を交附するに当り、原料並に製品の価格を定め、その差額を以て機業家の歩口銭となす」といわれるものである。しかして歩口銭は現在なお後決めが多く、先決めされた場合でも、出来上り製品の価格変動および「難」を理由に値引きされるのが一般的であることをみれば、幕末における当時の歩機は実質的に先決めされることはまじなかつたであろう。次に歩機証文の例を示すと次の如くである。

歩取機証文之事⁽⁵⁾

一、歩取機之儀ハ糸受取縮緬ニ仕立相渡可候若シ勘定之節多分ニ糸欠又者替糸仕候ヘハ本人ニハ不掛ハ請人之者共正銀ヲ以テ急度相立貴殿ニハ少しも御損掛不申候為後日之一札依而如件

天保十五年辰正月日

明石村本人 惣兵衛

同 請人 栄助

同 同 太郎左衛門

加悦町手米屋

元治郎殿

右の如き嚴重な歩取機契約の証文をとって歩機経営を行っているのである。この場合製品は原料供給者たる問屋或いは織元に必ず買い取られたが、原料糸は歩取機屋が買取るのではなく、ただ交附を受けるに止まり、金銭に評価されることなく、歩取は糸目勘定で後決めされるのが原則であつたとみなければならぬ。それ故、問屋或いは織元達は、交附した糸について、歩取機屋にゴマ化されないよう種々の制限や規則を設けて取締っているのである。

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

規 掟⁽⁶⁾

- 一、機屋下職紛失之糸類機屋之内江入込有之者不持代銀取戻し可申事
 - 一、右同断之糸質ニ置候節質屋之向者其以作法取扱可申事
 - 一、下職之向惣而糸致紛失候族有之者盜賊同様ニ取計其上代銀取立可申事
 - 一、右紛失糸かへ致使候者本人同様糸代銀取立可申事
 - 一、右糸代取立過銀之分惣機屋之致入用ニ候事
 - 右之趣町役人衆中江相窺候上番人支配ニ機屋一統相定候間心得違無之様可被致候
- 天保二年十二月

以上

加悦町機屋行事^{母後}
加悦^{行司}

右の規掟にもあるよう、交附原料糸を歩取機屋が紛失した場合は「盜賊同様ニ取計其上代銀取立可申事」として、不正防止に努めているのである。しかしてかかる規掟を作製して取締る必要があったことは、不正を働く歩取機屋のあった事実を物語ることにもなるのである。

さて勘定は糸目勘定の後決めであったが、それはその都度精算されるのではなく、盆、暮の半期毎の精算であったし、産地問屋が歩取機屋に仕立させた縮緬が集散地問屋（主として京問屋）へいくらで売れるかは売れた後でなければわからなかったから、歩機屋はその製品に利益のあった場合は最後の均霑者として歩料をもらえたが損失した場合は、仕立賃を蹂躪されることがあった。

要するに問屋制家内工業にあっては近代的な価値法則に基ずく交換は行われず、問屋利潤は生産者から安く買ひ、需要者に高く売る商略によってのみ生れたのである。

文政八年機屋冥加銀上納人別 (加悦町役人)

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

氏名	冥加銀	貸株料	株代	合計	氏名	冥加銀	貸株料	株代	合計
嘉重郎	10	4		14	弥七郎	10	4		14
嘉兵衛	40		84	124	栄藏	10	4		14
儀右衛門	60	8		68	仲藏	10			10
啓次郎	10			10	長兵衛	30	4		34
仙郎助	20			20	儀左衛門	10	4		14
六郎兵衛	10	4		14	兵四郎	10	4		14
磯金藏	10	4		14	重五郎	10	4		14
孝次郎	30	4		34	弁五郎	10	4		14
仙次藏	20	4	84	108	嘉平次	20	4		24
佐平次	20	4		24	和五郎	10	4		14
善右衛門	20			20	清五郎	20	8		28
長三郎	10	4		14	重左衛門	10			10
紋兵衛	10	4		14	兵七郎	30	12		42
与七郎	50		84	134	吉郎兵衛	10	4		14
吉兵衛	10			10	吉三郎	10	4		14
勝五郎	10			10	清四郎	10	4		14
宇八郎	20	8		28	甚五郎	20	4		24
利右衛門	10	4		14	勢七郎	20			20
半七衛	20	4		24	半四郎	10			10
与兵衛	10			10	藤四郎	10			10
儀兵衛	20			20	太右衛門	10	4		14
儀八郎	20		81	104	純助	10	4		14
半次郎	10	4		14	半次郎	10			10
善八助	10	4		14	茂七	10			10
元次郎	50			50	合計	58名			1,466
才次郎	20	4		24	1機—36名(62%)				
左一郎	20	4		24	2 —14 (24.1%)				
久五郎	10	4		14	3 — 3 (5%)				
庄左衛門	10			10	4 — 2 (2%)				
宇右衛門	10			10	5 — 2 (2%)				
源四郎	40			40	6 — 1				
友次郎	10	4		14	97機—58名				
					1人宛—1.67機				

しかしてかかる被搾取者としての歩機屋が何故発生したかを見るに、丹後縮緬機業においては原料糸すら購入出来ない水呑的機屋が多数存在した事にあるのである。右表の如くである。

即ち機屋総数五十八名中、所有機一台のものが、三十六名（総数の六二%）、二台のものが十四名（総数の二四%）で、一人平均持機は一・六七台の実に零細な経営であり、如何に貧困な機屋が多かったかが明らかにされる。そこへ峰山藩庁では糸仲買人へ「現銀にて売買可致事」と糸の延売を禁じていたのである。

申渡覚⁽⁷⁾

一、糸売買の儀堅く無用に致し、現銀にて売買可致事。向後延売糸代銀滯出入有之候段、何方より訴出候共取上不申候糸左様可相心得候尤此旨兼て諸方より来り候糸売へ先達申達置候上にて肝煎可申候（以下略）

寛政四年子十二月

糸仲の者江、

かくて織屋が糸を現銀で買えないとすれば、有力な糸・縮緬問屋としては、歩取機経営が最も合理的な措置であったろう。文化・文政以後機株仲間がいくら村八チブの強硬手段でこれを押えようとしても、歩機は滔々としてまんえんしていったのである。⁽⁸⁾天保六年^(三二)には峰山藩では町方と在方とが別々に年行司を立てる程機屋が増え、同十三年^(一八)には「糸屋は勿論、縮緬屋にても歩取機急度差留可申事」を規定しなければならぬ程事態は進展していたのである。

定⁽⁹⁾

一、問屋へ申替の通り地売不相成候間、尚又会合の上相改地売致す者有之候得ば見聞次第相互に及吟味に可申事。

一、糸屋は勿論縮緬屋にても歩取機急度差留可申事。

一、糸屋是迄不実意の商内有之に付今度相改、以後不正の売方不致候様申付候に付、機屋向も不実意の損失相掛候者猶有之は味の上其者一代限機差留可申事。

右の通り此度役前連印の者立会機屋為相続の申談候に付心得違無之様堅く相守可申事

峰山行司月番	吉屋又右衛門
同 惣代	丹波屋孫兵衛
峰山領行司	滝野茂十郎
同 惣代	鍵屋惣七
同	大黒屋惣兵衛
大野村惣代	常磐屋喜三次
同	千歳屋万右衛門
同	油屋栄助
周枳村 惣代	松村屋徳兵衛

要するに彼等は丹後の特産縮緬の原料生糸を買集め、これを薄資の機業家に三十日或は六十日の歩取仕立を約して貸与し、仕立られた縮緬はこれを京都問屋、或は新潟、長崎等の地方問屋に販売し、豊富な商業・高利貸資本を蓄積したところの糸・縮緬兼営の問屋であつて、貧しい小生産群の上に吸著した寄生的問屋商人であつたのである。

(1) 拙稿「近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について」立命館経済学第六卷第四号。

(2) 「借用申銀子之事」加悦町加悦杉本誠一氏所蔵。

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

(3) 「覚」 右同。

(4) 「証文一札之事」 右同。

(5) 「歩機証文之事」 右同。

(6) 「規掟」 右同。

(7) 「申渡覚」 岩崎英精氏編「旧宮津領および峰山領機方文書」丹後織物工業協同組合本部所蔵。

(8) 歩機の脅威―村八分による圧迫

糸相場をつり上げ年中機休みしない歩機は自営機にとって非常な脅威であった。すなわち記録によれば

一、糸段々高値に相成に付歩機の吟味厳敷、別而大野村之分、村中歩機而已にて谷中峰山江押寄せ、峰山、大野、河辺、善王寺、竹ノ郡九ヶ村、熊野郡三郡の寄合にて歩機の吟味に付山我屋佐喜蔵、米屋品蔵、千歳屋万右衛門三人者歩機之咎におとし万事付合止め致し、夫より段々糸屋其外之詫人出し歩機の儀決而相成不申候。

一、歩機為吟味此度相改め、京為替代呂物者勿論地売たりとも各々方江申付候間、以來者其心得を以て歩機に紛敷儀在之候時者不隠早速可被申出候若又乍存等閑に相成候上は急度可及沙汰候。

弘化二巳歳八月

上荷飛脚中

三領行司

米屋品蔵は文政一揆で焼打ちにあつた岩滝村庄屋、千歳屋万右衛門は弘化三年の中郡機屋惣代、このような大物すら村八分にされたのである。村八分は「表口に青竹を十文字に張り、自來村人と一切の交際を絶つということになるのが一般」で「その家の前で太鼓を鳴らすこともあり、ひどいになると「葬式と火事があつた時すら」みてやらなかったり「急病人があつても手伝うことをしないし、山野の共有権も実質的に消失し、共同水車の使用も出来ず、私有の土地すら取上げるところあり、戸口に糞尿をぶちまいたところもあり、村から追放する場合もある」(鈴木栄太郎「日本農村社会学要論」一七五頁)といわれるが、丹後では「バアツチル」と称している。

このような村八分に彼等があわてたのも無理はない。早速歩機連中は上荷飛脚にとりなしを頼みこみ「以後者歩機に似寄候筋者村方に而精々致吟味、決而織立為致申間敷候」という保証つきで、今後は「実意を以て正路に糸商内仕」り「万一歩取者勿論糸替等不宜風聞も有之候はゞ如何様共可被申付候」との詫証文一札を入れて解決している。

大野村機屋より一札

一、此の度於当村歩機に紛敷義いたし候者有之趣相聞、且致話定候機休み等閑に致付御惣方差支に相成候故不寄何事に不致破談旨被申聞甚以当惑仕候。右に付上符中以段々和談之義御頼申上候処、品能御聞取被成下恭奉存候。以後者歩機に似寄候筋者村方に而精々致吟味、決而織立相致申間敷候。勿論和談被成候上は万端談合の義は堅く相用可申候。為後証一札依而如件

弘化二年巳八月

大野村歩機連中

仁 助 治 助

喜 七 五兵衛

左 十 郎 市右衛門

万右衛門

中郡機屋行司衆中様

竹野郡機屋行司衆中様

(9) 「定」 右同。

(二) 糸仲買商人としての存在形態

(イ) 糸仲買商人仲間

ここに糸仲買商人と称するのは、従来の糸屋職と糸商人の両者を含めての言葉である。厳格に区別するならば、

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

原料糸の機屋への供給は、糸商人と糸屋職の手によって行われたのである。慶応三年三月の「郡御奉行様より之被仰出ニ御座候」によると「一、是迄糸屋職ト唱候ヲ糸仲買、糸商人ヲ糸仲買手先ト鑑札相改候事」とある事によって明らかにされる。しかして糸仲買商人になるためには種々の手続を必要としていた。まず縮緬屋中へ、その事を願ひ出て承認してもらふこと。次に藩の役所へ願ひ出て許可を受けること。第三に請負証文を機屋行司に提出すること等がその必要条件であつたようである。その例証をあげると、享和元年（一八一八）に岩瀧商人、山家屋増蔵が、別家の山家屋仲蔵を糸仲買商人として独立せしめるために提出した「請負証文」がある。

請負証文の事

一、此度別家山家屋仲蔵儀御町住居仕糸仲仕、縮緬屋中へ願出候処、惣方無故障御承知被下候に付御役所へ御願被成下願の通被仰付、仲蔵同様有難奉存候。然る上は御法度の趣急度為相守不埒なる義無之様取計可仕候。万一他所懸りは勿論聊にても故障の義出来仕候は、私共引請御役所へは不及申上、縮緬屋中へ御難儀相懸申間敷候。為後日請負証文依て如件

享和元年西十二月

岩瀧村

行司五名宛

山家屋増蔵御

ここに保証人をして出て来る山家屋の自家たる増蔵は、岩瀧の豪商小室家の一族である。⁽¹⁾

さて糸仲買仲間に加して、始めて一人前の仲買人になることが出来たのである。かかる仲間は更に数ヶ村毎に組を作り、各組毎に一名宛の糸仲買仲間行司役を選出した。行司役は更に行司役会をもち、仲間の支配・統制に当り、仲間の権益擁護にも当つたのである。今、慶応二年の宮津藩加悦谷地方における糸仲買仲間をあげると次の如くである。

系中買手先人別⁽²⁾

後野組控

古 加悦町 〆拾七人

山 万 助 金幸事 蔵

弥 兵衛 角 良 蔵

丹波屋 田井屋 惣五郎 助

庄右衛門 角屋 治 助

加悦奥 〆五人

古 八右衛門(新七へ譲り)

算所村 〆五人

善兵衛 源 七

古 三河内村 〆六人

喜右衛門 郡左衛門

明石村 〆四人

佐太郎 多兵衛

右五ヶ村三拾七人 手前支配(手米屋元治郎支配)

◎行事 後野村 〆拾五人

佐重郎 吉 治

平三郎 勘 助

金儀事 大 宇兵衛

長之助 丹ノ店 助

紅屋 利 七

奥八右衛門株釜屋 新 七

若与 半 七

清 治 新 蔵

助 清 治 新 蔵

源 蔵 八 治

惣兵衛 武兵衛

善兵衛 和平治

徳多郎 治郎右衛門

高 多 助

手儀事 徳 蔵

◎行事手米屋 元治郎

清 次 清 多郎 政 太郎

政 平 利 助 新右衛門

利 助 治 助

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

儀 助 清次郎 角 藏 新五郎

温江村 〳四人

吉之助 喜 八 松之助 市 助

金谷村 〳式人

茂 助 伝 次

与謝村 〳三人

亀右衛門 清右衛門 勘十郎

右四ヶ村二十四人 後野村佐重郎支配

雲原村 〳拾三人

◎行事 源右衛門 七右衛門 長兵衛 又左衛門 利兵衛 平三郎 幸七

清三郎 又 藏 清兵衛 八重藏 惣兵衛 両三郎

右老ヶ村 雲原村源右衛門支配

河守町 〳二十六人

為 助 佐平治 八郎助 茂 平 多 平 吉 助 嘉 平

儀 助 松 助 久 七 利右衛門 市郎右衛門 伊 平 庄 治

万 助 助五郎 喜 助 重 助 要 助 庄右衛門 吉次郎

儀 助 久兵衛 五右衛門 久左衛門 又四郎

◎行事 関 村 〳三人

儀兵衛 孫兵衛 久右衛門

天田内村 〆拾三人

儀 助 六右衛門 弥三郎 文五郎 清五郎 広 助 喜 平

幾右衛門 与 平 幸 七 広 助 龜右衛門 弥兵衛

二俣村 〆七人

善 助

内宮村 〆七人

藤兵衛

日藤村 〆三人

佐右衛門 嘉 助 善 助

右六ヶ村 四十七人 関村 儀兵衛 支配

惣 〆拾六ヶ村 人数百貳拾貳人

以上の糸仲買手先人(百二十二二人)が各村(十六ヶ村)にて、四人の行事によって統制されており、手米屋元治郎は、加悦町(十七人)、加悦奥村(五人)、算所村(五人)、三河内村(六人)、明石村(四人)、「右五ヶ村三拾七人」を行司支配しているのである。

これらの糸仲買手先商人達は、冥加銀を上納し、時には強制的な献金を負担する義務が課せられていた。

行司は、藩と仲買仲間人の間に立って、上納金、或は献金の徴集、上意下達、下意上達等の役目及び仲間の統制を図らねばならなかったのである。その例証として、慶応三年の仲買仲間の強制的献金⁽³⁾をあげると次の如くである。

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

「以廻章申達候然者申談度義有之候間、来る廿五日四ツ時当会所、可罷出候以上」

卯十一月十七日

産物 方印

糸仲買手先行事四人へ

右書出御談之通壹株ニ付銀四拾匁宛献金之事ニ相成申候、

以廻狀申達候然者貴職肝煎加悦町元治郎より申談之義有之間米ル十二月二日四ツ時同人宛江可罷出候

以上

卯十一月廿六日

産物 方印

右五ヶ村手先会合之上

十二月十五日銀四拾匁づつ上納ニ相定申候

卯十二月十五日

入銀六百八拾匁 加悦町拾七株四拾匁宛

入同貳百匁 加悦奥 五株

入同貳百匁 算所 五株

入同貳百四拾匁 三河内 六株

入同百六拾匁 明石村 四株

ゞ老貫四百八拾匁 三拾七人分

此金拾老兩ト札四百老拾九匁四分、卯十二月十五日

産物会所へ上納

かくて宮津藩ではかかる献金の増収を目的に糸商人希望者の有無を徴し、その希望者にはごんごん許可を与えた形跡が窺知されるのである。

覚(4)

「一、糸仲買并糸仲買手先望之者有之候得者願出候様御代官様より仰出候間右之段組中江無洩御達シ被成御望人有之候得ば御願可申上候間当月五日迄ニ御取納へ可申出可被成候
右早々御順達可被成下候尚又組中へも早々御披露可被成候

慶応二年五月朔日

役 場

(1) 岩瀧商人のうちの富豪なるもので、「丹後宮津誌」によれば「天保初年岩瀧町小室徳藏日本海の航海を開き、禁裡の御用を奉じて、北は酒田より宗谷を経て樺太に、東は津軽を経て厚岸、択捉島に及び、西は馬関に長州に、南は大阪に至り全国港灣殆ど出入せざるなきに至り、安政年間其所有船三百石積三十八艘を数えた。」とある。

(2) 「糸仲買手先人別」加悦町加悦杉本誠一氏所藏

(3) 「仲買仲間の献金」同 右

(4) 「覚」同 右

(ロ) 糸仲買商人の諸規定

縮緬機業が極めて投機的な工業であり、生糸取引が非常に騰落の激しい投機的な性格をもっていたので、その取引に従事する糸仲買商人仲間では種々の規約を設けてこれを統制する必要があった。例えば天明七年(一七)の掟には次の如くある。

掟(1)

- 一、喧嘩口論堅く致間敷事。
- 一、博奕堅く停止の事。

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

一、糸問屋古来の通機商売仕間敷事。

一、初相場状仲間申談当年行司へ相伺、其上にて差出可申事。

一、鼠喰并抜糸引付等有之時其問屋へ差戻し可申事。

一、私宅にて相對売買は最寄の問屋へ掛させ半口銭の事。

一、御領分在方縮緬屋は町同様に売買可致事。

一、他領の者希望にて参り候共、町縮緬屋中望の者有之時は売申間敷事。

一、糸仲、他所、他国、近在たりとも糸買に出し申間敷、并私の糸売買堅く停止の事。

右之通り申渡置候。然るに近来商筋猥に相成候趣粗相聞候。以来商事致候節は帳面投出し实体に売買可致候。万一不埒の沙汰も相聞候はば問屋取上可申候。以上

天明七年未七月

縮緬屋行司

右の掟によつて、糸屋職と糸商人即ち糸仲買と糸仲買手先商人の兩者を同一の掟で取締つてゐるのである。

糸仲は糸問屋と機屋の中間に立つて、糸売買の仲介を営み、「最寄の問屋へ掛させ半口銭の事」とあるように、糸仲介稼を本職とするもので、糸問屋の完全な附屬物・手代にすぎなかつたのであり、糸の買出しを「他所他国、近在たりとも糸買に出し申間敷、并に私の糸売買堅く停止の事。」と停止されていた。糸問屋は、「古来の通り機商売仕間敷事。」と職分の明確を期し、「初相場状仲間申談当年行司へ相伺、其上にて差出可申事。」とか「鼠喰等抜糸引付等有之時其問屋へ差戻し可申事。」とか、相場或は品質等取引上の規定が設けられている。しかし最後に「近来商筋猥に相成候趣粗相聞候。……」とあることから享保の創業以来六十年を経た当時の糸仲買商人の取引が早くも公明正大でなかつたものと逆に推測されるのである。

更に寛政十二年九月(一八)には、更に次の如き掟が施行されている。

掟⁽²⁾

- 一、公儀御法度堅可相守事。
- 一、糸売買の儀帳面差出し実体に可致事。
- 一、御領内在方縮緬屋町同様売買可致事。
- 一、諸方へ相場状差遣候節仲間申談之上月当行事可申出事。
- 一、外方相對売買の糸は半口錢にて掛可申事。
- 一、鼠喰並引付二ツ口等糸仲へ請取可申事。
- 一、町在縮緬屋望無之糸は他所売勝手次第の事。
- 一、私の糸売買致間敷、並他国近在に不限糸買に出し候儀停止の事。
- 一、縮緬機一株は可相免事。

寛政十二年申九月

行 司

右の如き新しい掟によって統制されたのである。しかしてこの「掟」は所謂糸屋職 \parallel 糸仲買商人の取締である。それ故糸の買出しを「停止」し、糸の買出しは糸商人 \parallel 糸仲買手先商人の職分に帰している。「外方相對売買の糸は半口錢にて掛可申事。」とし、相對売は糸仲買に掛けて半口錢としており、この点においても機業における職分編成と之の維持に つめて いるのである。

又領内縮緬機業の保護育成を目的としては、「町在縮緬屋望無之糸は他所売勝手次第の事。」として領内における原料生糸の売買を他領に優先せしめているのである。尚注目すべき事は糸屋職に「縮緬機一株は可相免事。」と

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

して糸屋職の余業に機織を差し宥しているのである。貧農機屋で手間はあがるが、織機が買えない、織機はあるが糸が買えないとすれば、糸仲買商人或いは糸仲買手先商人としては、かかる階層を対称にして、歩取機を経営して貧農機屋の余剩労働力の収奪を図らんとするに至るは必然的な趨向であった。しかも文化・文政以後機株仲間がいくら強硬手段でこれを押えようとしても、押え切れず、歩取機が蔓延していったことは既述の通りである。

（三項の（一）歩機経営参照）

そこで天保十三年^(四一)には峰山藩では「糸屋は勿論縮緬屋にても歩取機急度差留可申事」を規定しなければならぬ程になった。

定⁽³⁾

一、問屋へ申替の通り地売不相成候間、尚又会合の上相改地売致す者之有之候得ば見聞次第相互に及吟味に可申事。

一、糸問屋は勿論縮緬屋にても歩取機急度差留可申事。

一、糸屋是迄不実意の商内有之に付今度相改、以後不正の売方不致候様申付候に付、機屋向も不実意の損失相掛候者猶有之ては吟味の上其者一代限機差留可申事。

一、飛脚縮緬売買差留可申事。

右の通り此度役前連印の者立会機屋為相統の申談候に付心得違無之様堅く相守可申事。

峰山行司月番 吉屋又右衛門^印

同 惣代 丹波屋孫兵衛^印

峰山領行司 滝野茂十郎^印

同 惣代 鍵屋惣七^印

同	大黒屋惣兵衛 <small>御</small>
大野村惣代	常盤屋喜三次 <small>御</small>
同	千歳屋方右衛門 <small>御</small>
同	油屋栄助 <small>御</small>
周惣村枳代	松村屋徳兵衛 <small>御</small>

右の「定」によっても明らかな如く「糸屋是迄不実意の商内有之に付今度相改、以後不正の売方不致様申付候に付、機屋向も不実意の損失相掛候者猶有之ては吟味の上其者一代限機差留可申事」と糸屋の不正売を禁止したのであるが、それと交換条件に「機屋向も不実意の損失相掛候者猶有之ては吟味の上者一代限機差留可申事」と嚴重極まる掟を作つて、これを統制しているのである。

なお取引上の諸規定はその都度設けられ、取引上の公正と円滑に努力している形跡がうかがわれる。寛政四年(九七)峰山藩庁から糸仲への「申渡覚」には

申渡覚⁽⁴⁾

一、糸売買の儀に付延売の儀堅く無用に致し、現銀にて売買可致事。向後延売糸代銀滯出入有之候段何方より訴出候共取上不申候条左様可相心得候。尤此旨兼て諸方より来り候糸売へ先達申達置候上にて肝煎可申候

一、糸売買之儀沓把に付売人より式分、買人より沓分口銭前々通り請取売買に付少も依怙蟲屑不仕相応に商い事可致候
 一、糸売他所者の儀に候得者不依何事出入ケ間敷事無之様に入念売買可致候。

寛政四年十二月

糸仲の者江

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

と、糸の現銀売買と糸仲買人の口銭并に、他領の糸売商人との取引についての覚書が申渡されているのである。

(1) 「掟」 「旧宮津領及び峰山領機方文書」丹後織物工業協同組合本部所蔵

(2) 「掟」 右 同

(3) 「定」 右 同

(4) 「申渡覚」 右 同

(三)原料生糸の購入形態

(イ)西陣生糸市場との関係

西陣には和糸問屋というものがあって、諸国の生糸商は各生産地の生糸を買集め、これを一捆大体九貫匁宛にして、この和糸問屋に送り、これを登せ糸といった。享保二十年にこれらの和糸問屋三十四軒連合して問屋株仲間を組織し、これと同時に幕府は仲間以外の諸商人が生産地と生糸を直接取引することを禁止している。すなわち西陣は全国生糸の委託販売権を独占したのであって、全国の生糸は必ず一度西陣問屋の手をくぐらなければならなかった。この統制は天明の西陣火災によって紊され、更に天保十三年全国の問屋株仲間の撤廃によって、独占的狀態は破られた。この頃に於ては地方の生糸商人は各地に於て開かれる糸市に出張し、或は「買子」を諸方に派して直接生糸を買集め、一部はこれを地方の機業家に売り、一部は「登せ糸」として京都の和糸問屋に送った。丹後縮緬業者の如きも、始めは西陣の問屋から直接に、或は仲買を通じて原料糸の供給を受けたのであるが、後には地方の生糸商人が糸仲買を通じて機屋に売り、若くは仲買の手を経ずして機屋が生糸商人から直接買入れ

る場合もあった。三丹地方へは多く西陣から問屋の「買子」が生糸商人の所へ来て買っていたようである。⁽¹⁾このように丹後縮緬機業は元來その原料糸を遠隔の地域から求める必要がなく、丹波・丹後・但馬の郷土地域から容易に求めることが出来たのである。

即ち機業家は地方の生糸商人から直接或は仲買の手を経て間接に購入出来たのである。それ故逆に三丹地方の生糸生産は、生糸の中心市場として又消費地としての京都に近く、その上、丹後に有力な生糸の消費地をもっていたので、他の生糸生産地に比べて余程好条件の下にあったともいえるのである。⁽²⁾なお、附近の機業地として、近江・長浜・越前・福井等も、この三丹地方の生糸を要求した。⁽³⁾かくて丹後縮緬機業はその周囲に原料糸の豊富な生産地を控えていたのであって、「原料から隔絶された地域に起った」⁽⁴⁾との論断は、その考察に大なる誤りを犯しているのである。実に丹後縮緬機業は地理学的にいつて自然、人文両面からまさに起り得べき地帯に必然的に起ったものであるといえよう。

さて右に述べた如き環境下において産地の糸問屋の活躍を実証的に考察するため、杉本利右衛門家の文書を中心に、その取引状況を見るに、およそ次の如くである。

- (1) 三丹蚕業郷土史五六頁、昭八郡是生糸株式会社発行。
- (2) 交通不便な時代に於て、関東奥羽の如き遠隔の地は、京都を相手にして相場に變動多き生糸の取引をなし、人馬の脊に上つて遙々と糸荷を京都に送つて多額の運賃(福島より糸一箇掛九貫目づつ馬に四箇つけ、三十六貫目の駄賃五兩づつ荷主より取る)を支払っていたのである。
- (3) 三丹蚕業郷土史五七頁、昭八郡是製糸株式会社発行。
- (4) 丹後機業の構造分析一三二頁、京都府労働研究所編。

（四）三丹地方生糸の仕入

三丹地方は河川沿岸の荒廢地、山地、海岸至るところ桑園に適し、美田良圃も桑園に轉換するを有利とする場合が多く、礫礫不毛の地も桑園に化せしむる可能性がある。加うるに氣候も養蚕に適し、春夏秋を通じて飼育が出来、霧が多いことも霜害を緩和するに有利である。又、交通不便にして商工業振わず、農家多く、その農家は他に適当な副業がなく、生活の資を得るため、農閑期を利用して南方の地方へ出稼をしなければならなかった。

およそ養蚕・製糸業はこれ等の余剩労働力を吸収利用するのみならず、それがために農家の生活を容易にしたのであって、実に養蚕及び製糸業は、三丹地方にとって天与の生業であつたともいえる。故に三丹地方の農民は昔からこれを営んで米麦農作の不足を補い、自給自足時代をきりぬけて来たのであって、元禄時代の諸国産物を記せる「元禄四年開板日本鹿子」によると、丹波に和知糸、丹波太布、丹後に撰糸、紬、但馬に糸、出石絹の如き生糸及絹織物の産出地であつたことを記している。以上の如く、丹後縮緬機業地帯はその近接の地に原料糸の生産地を控えていたため、産地の糸商人も三丹地方の生糸を盛んに購入し、これを機業家に売捌いているのである。糸商人杉本利右衛門も全くその例にもれず、事実彼は丹波糸・但馬糸を盛んに仕入れている形跡が伺われるのである。

まず綾部の糸商人との取引の例として、次の如きものがある。

預り申金子之事⁽¹⁾

一金貳百九拾八兩三步ト

永銀壹匁三分

糸代

八月四日

右之通り儘ニ預リ候処実正ニ御座候 然ル上者当月廿八日元利共無間違御勘定可仕候預リ一札仍而如件

慶応元年丑八月廿一日

丹後加悦町

手米屋利右衛門^印

綾部

大内屋重助様

まず丹波国では、天田郡（福知山、金谷村等）何鹿郡（上林・綾部）船井郡（八木）多紀郡（篠山）氷上郡（竹田村）を中心とする地元の仲買次糸商人の手を通じて丹波糸を仕入れているのである。

天保十五年十月の「仕入糸帳」の中に記載された氷上郡竹田村野村屋利助からの仕入れの実態を見ると次の如くである。

十月晦日⁽²⁾

一、野利糸（野村利助から仕入れた糸ということ）

五百十二匁 五欠 五百四十匁 五欠 五百卅六匁 七欠

五百四匁 四欠 五百十七匁 五欠 五百 六匁 四欠

〆七貫貳百十八匁

内六十四匁 欠

十四匁 束引

正味七貫百四十匁

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態（足立）

代銀貳貫四百拾三匁三分 相済

右の如く丹波国の諸村から盛んに原料糸を購入しているのである。

ついで但馬糸の仕入取引については次の如き例証が見受けられ、盛んに購入したものと考えられる。

(例一)⁽³⁾

然者文平殿御口入ニ付浜糸貳荷送り申候間此引当銀金百四拾兩丈御かし被下右糸御預り可被下候此之段御頼申入候

一、嶋勇手糸廿束目方メ拾貫百九十匁匁

一、油徳糸十八束目方メ拾貫百三十五匁

右之通り送り申候引当銀此まま御かし可被下候

外ニ駄ちん廿四匁御取替可被下候

申六月廿一日

但馬八鹿

嶋

勇

覚

一、浜糸廿束

五百廿八 五百廿三

五百廿三 五百三十七

五百廿六 五百廿九

五百廿三 五百十五

五百三十五 五百廿

一、油徳浜糸十八束

五百六十二 五百七十一

五百廿九 五百六十五

五百八十七 五百廿九

五百四十六 五百九十六

五百四十八 五百七十

五百十一

五百十八

五百九十

五百六十一

五百廿三

五百十九

五百四十六

五百四十八

五百貳匁

五百八匁

五百六十五

五百七十八

五百三十六

貳百八十

五百七十一

五百七十三

五百三十二

五百三匁

ノ拾貫百三十五匁也

ノ拾貫百九十一

右之通り御受取御預り可被下候

右之通樋ニ御受取御預り可被下候

六月廿一日

申六月廿一日

嶋 勇印

八鹿 嶋 勇印

(例二)

「書信」⁽⁴⁾

以手紙申上候弥御家内様御安靜ニ可被成御座珍重之御儀と奉存候就者先日は立寄御面会被成下忝奉存候只其之節長蔵より御頼申上置候金子之義此度長蔵遣し申上候間百両丈ケ御間ニ合セ被成下候者難有存奉候余ハ右同人より御聞取被成下候様奉願上候先は右御願申上候

万延二年五月三日

丹後加悦手米屋

但馬浅倉村

利右衛門様

長 兵衛印

覚

一、金百両也

月老歩利

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

宮津会所金七五

此銀七貫五百目

右之通り儘ニ請取借用仕候所実正也然ル上者 当新糸出来之節無滞返済可仕候為念之借用一札如件

万延二酉五月七日

但馬浅倉村 長 兵 衛

丹後加悦

伏目置 長 蔵

手米屋利右衛門様

相 濟

「例一」は但馬国養父郡八鹿の嶋勇からの生糸仕入状況を示すものであり、「例二」は糸の買子に対する前貸金の依頼をうけた手紙とその貸付証文である。彼はその蓄積された商業資本に物を言わせて、盛んに前貸融資を行い、有利な条件で生糸の確保と購入を図っているのである。即ち彼は生糸の買入れにおいても、豊富な商業資本によって、近国の生糸の生産者達を制圧し、支配していたとすら考えられ、その例証は枚挙に遑がないのである。

かくて彼の生糸仕入先は但馬国（出石郡・養父郡・朝来郡）一帯の糸仲買次商人（八鹿村∥文平・舟太・茂八・嶋勇・出石村∥出石村∥万金等）の手によって、各農家から買い集められた糸を盛んに仕入れている。

殊に但馬が三丹のうちで一番の生糸生産地であっただけに但馬系が加悦谷機業地帯の原料糸の供給源であったことは疑うべくもなく、山一つで生糸生産地の但馬に隣接している岩屋村では、これ等の地方と商略結婚の形跡さえあるのである。⁽⁶⁾

(1) (5) 加悦町加悦杉本誠一氏所蔵。

機屋の商略結婚

年 代	村 内	郡内		府内		他府県		計
		悦河 内市 三加	悦河 内市 三加	中 郡	他 郡	兵庫 県	他 府県	
明 治	43 11%	93 25%	78 21%	33 8%	35 9%	85 23%	10 3%	377 100%
大 正	28 15%	31 17%	36 19%	20 11%	22 12%	38 20%	11 6%	186 100%
昭 和	81 14%	80 14%	136 24%	51 9%	98 17%	65 11%	65 11%	576 100%

六月四日

一、田辺糸

米品買

五百十三匁

五百五匁

五百二匁

五百廿五匁

貳貫四十五匁

四匁引

正味 貳貫四拾七匁

(6) 「丹後機業の構造分析」(京都府労働研究所編)一九三頁。

上表で兵庫とあるのはほとんど出石郡で生糸の産地、郡内他町村の大半は宮津と岩滝で糸および絹問屋所在地。まず明治時代についていえば、同十六年調べで同村の本籍人口二二八戸、男四五五、女四七八、うち「農桑業一四八戸商業四四戸職工者三六戸理髪業者二戸、教育者一戸寺二戸、女子で縮緬を業とするも一二三人」で、二十四年には機業家数一二八戸(一八九台)であった。これ等の機屋が何よりもまず原料糸をうまく確保するために努力した結果が上表の結果を生んだのである。

丹後糸の仕入は勿論盛んに行われている。「仕入糸帳」に丹後糸として明確にされるのは「田辺糸」で加佐郡及び舞鶴地方を中心とする旧田辺藩領産出の糸を総称して記載したものである。文政以降の大福帳にも盛んに取扱った例がある。天保十五年の「仕入糸帳」によると次の如くである。

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

六七五 六七五 代銀六百八十八匁八分 当店帳にて済

右の例に見える仕入先の「米品」は岩滝の糸問屋米屋品蔵であつて、文政五年の百姓一揆に岩滝の巨商、山家屋利七等と共に打こわしにあつてゐる。彼、利右衛門はこれ等宮津藩或は他領の糸問屋巨商の手を通じても三丹地方の生糸を仕入れたのであつて、単に糸仲買次の小商人からのみ仕入れたのではなかつたのである。

（ハ）諸国登せ糸の仕入

前項「西陣生糸市場との関係」において述べた如く、京都における和糸問屋の手を通じて、諸国の登せ糸、特に信州・奥羽の生糸も丹後機業地帯に流入した。弘化二年「糸仕入帳」に記載された諸例をあげると次の如くである。

「例一」信州糸の仕入

弘化二年正月十日

一、信州飯田曾代

三百十二匁 三百七匁

メ六百十九匁

内 二十匁引

正味 五百九十九匁

七四五 代銀二百廿三匁老歩

済み

「例二」江州糸の仕入

江州中村 卯右衛門 京 買
宮辺 伊三郎

弘化二年正月廿三日

一、長浜時糸

壹貫二百五十六

壹貫十貳匁

壹貫百廿五

壹貫拾二

壹貫百九十四

×貳拾貫四百四十三匁

内

百五十九匁

内十五匁

内四百六匁

正味拾九貫八百六十三匁

五十二兩二分替

此金百四兩壹分ト 壹匁九分六厘

「例三」越前糸の仕入

山家屋利七⁽²⁾

弘化二年正月廿四日

一、越前今店

正味七貫七百六十六匁

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

壹貫百八十

壹貫九十五

九百匁

壹貫三百

九百六十

壹貫廿三匁

九百五匁

壹貫百十五

壹貫百十五

壹貫百十五

九百九十

壹貫八十三

壹貫百四十八

九百八十

欠引

物糸目引

二分引

(济)

五十六兩替

此金四拾三兩叁分貳朱

渡し済

「例四」米沢糸の仕入

京都 錫屋治助

弘化四年十一月十四日着

一、米沢糸

五百十二 五百三十二 五百七十 五百九十五

四百四十八 五百七十 三貫二百廿七匁

内四十八匁 引

正味三貫百七十九匁

三七 代銀壹貫百七十六匁二分

外に だちん 三匁九分

× 壹貫百八拾匁叁分

（済）

「例五」奥州糸の仕入

米 品

嘉永元年二月廿六日

一、奥州 仙だい糸

二百九十九 三百三匁 三百八十八 三百五十九 四百五十六

四百五匁 二百九十匁 三百七十二 二百七十七

メ三貫五十匁 内 九匁 東引

〃 三十匁 百一引

〃 十八匁 欠引

正味二貫九百九十三匁

九三八

代銀老貫四百三匁七分

外ニ 三匁四分

欠持合

メ老貫四百七匁老分

三月晦日済

篠山 米屋藤四郎

松 万 買

一、福島系

二百八匁 百六十九 老欠

メ三百七十六

内四匁 百一引

〃 貳匁 東引

正味三百七十

八九五

代銀百六十五匁五分

右にあげた諸例は、江州・越州・信州・奥州系の仕入状況であるが其の他伊勢崎系等諸国からの登せ糸を京都をはじめ岩瀧・峰山・篠山等の糸問屋から仕入れている例が見られるのである。

右のうち江州長浜系の加悦谷機業地帯への輸入は地元糸問屋の間に非常な勢でもって行われ、問屋は更に之

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態（足立）

の糸を懸機に出し、盛んに縮緬を織出して、これを京都、大阪表へ売出したため、遂に自営機経営者を圧迫し、これを危機に陥入れた形跡すら見受けられる。

即ち第一の圧迫は、機仕事を覚えた奉公人らが親方の元から飛び出し、掛機として糸・縮緬問屋の支配下に吸収されていったり、或は奉公人予備軍としての水呑の子女が年季で作男兼用で親方にこきつかわれるよりは自分の家で賃稼ぎのできる掛機、しかも百姓上りの織元よりもっとたくさん仕事を呉れる糸・縮緬問屋の掛機の方を選んだため、奉公人の払底と賃金の高騰を招いたこと。

第二の圧迫はこれらの掛機は、縮緬の売行が不景気なのに対応し、機家達が申合せて休機の統制策を取ってもその休機統制を聞き入れず、逆に賃銀の低下を機織労働の強化をもって補わんとし、ますます機織に精出して縮緬を織り出す態度に出たため、統制は破れ、機家の経営を危機に追込むに至ったのである。

なお、奥州糸の仕入については、岩滝の廻船問屋兼糸・縮緬商人の手を通じて、京都糸問屋を経由せず購入しており、時には直接、米沢・福島の間隔地まで、糸の買出しに出かけた形跡すら見受けられるのである。「羽州米沢御心得」⁽³⁾は、この糸買出しについての心得書で道順、入国手続、糸の買仕法、荷造仕法、出荷手続等について微細な心得が述べられている。特に出荷に際し、「少々袖の下に意合有」とまで注意書がされていることは、封建社会下の交通事情及び取引上の内幕を暴露しているものとして実に価値あるものである。

次の文書は峰山藩領の糸問屋であるが、文政年間に早やくも奥州と直取引をしている事実を物語るものである。京都糸屋町を経ないいかなる糸取引も厳禁とされていた明和年間にくらべるならば、その飛躍はまさに驚異的である。

請取申為替手形之事 (4)

一、金百参拾貳兩

右之金当地京屋弥兵衛殿より為替取組於当地樋に請取申所実正也為引当綱系三十把入四箱相渡為差登申候。荷物着御請取書の代金御渡可被下為念為替手形依て如件

文政三年辰七月五日

奥州伊達郡保原町

伊藤久八殿止宿

前木 九兵衛

丹後中郡峯山町鍋屋正左衛門殿

仙之助

この取引証文は文政六年(三)の分まで引つづき残っており、ずっと長く継続されたものと思われる。前掲の「羽州米沢御地心得書」と併せ考えると、丹後における糸問屋も、文政頃には豊富な商業資本を蓄積し、京問屋の独占的糸供給の支配権を打破って、直接生糸の生産地問屋と取引し、良質の原料糸を安価に仕入れんとしているに至っている。そしてここに、丹後縮緬機業地帯における、商業資本家の急速なる成長とその活躍の姿を如実に知ることが出来る。

なお仕入生糸は三百匁から五六百匁の束にしたもので、仕入記帳の際一束一束の重量を計り、欠目引を行い、更に、東引、惣引、百一引の如き重量引が行われて、正味の目方を出し、これに対して代金の支払いが行われている。

なお仕入先商人の数は丹波・丹後・但馬・京問屋等数十人に及んでいる。

糸仕入控帳により弘化二年一月より八月上旬に至るまでの仕入状況を集計して、その実態を示せば次の如くである。

寸金簿綴燃拵 (總平給・第1年)

弘化2年

入 入 状 況

(自弘化2年1月至8月上旬)

図次 (図次)

仕 入 先	仕入月日	品 種	目 方	代 金	備 考
角 屋 五郎助	正月4日	左 曾 代内	1,439 <small>圓</small>	0,499.26 <small>圓</small>	
吹田屋 嘉重郎	" 5日	連翁 商柳大店屋	0,322	0,114.30	
ぬかた 岩手助	" 6日	やぶ治時	9,460	3,281.0	信州糸京買
鍋 屋 治 弁	" 10日	信州飯田曾代	0,599.0	0,223.0	京 買
山 佐 伊 弁	" 13日	山 舜	0,299.0	0,784.5	
江州中村 伊右衛門	" 23日	長 浜 時	19,863.0	104兩1分2朱	江州糸 買
江州宮辺 伊三郎	" 24日	越 前 今 店	7,766.0	43兩1分2朱	京 買
山 家 屋 利 七	" 24日	存嶋 ころや手	8,020.0	2,889.4	
今 字 江	2月15日	上 田 むすび	2,801.0	1,096.6	
鍋 江	" 16日	越 前 今 店	1,550.0	1,134.6	
みやご屋 伊右衛門	4月7日	糸	1,885.0	0,207.1	
角 屋 五十郎助	" "	糸	3,366.0	1,091.9	
福 知 山 第二 倉	" 19日	糸	0,200.0	0,062.5	
手	" "	糸	5,596.0	金 3 歩 2 朱	
吹田屋 嘉重郎	" 20日	糸	1,534.0	1,832.6	
角 屋 五郎助	" 18日	糸	1,387.0	0,546.2	
" "	" 24日	糸 圓 平 手	2,272.5	0,484.7	
" "	6月16日	か 細 な 大 塀	6,447.0	2,272.5	
" "	" "	た 茂 長	4,435.0	1,632.1	巳年 これから新糸
" "	" "	糸 糸 新 弥	1,573.0	0,578.9	
" "	" "	糸	2,389.0	0,872.0	
" "	" "	糸	0,2378.0	0,862.0	
" "	" "	糸	5,156.0	1,897.4	

(1) 「弘化二年糸仕入帳」加悦町加悦杉本誠一氏所蔵。

(2) 山家屋利七は代々廻漕問屋で持船三十八艘「世々丹後の特産縮緬の原料生糸を買蒐して同国の機業家に貸与するを業」として、利七時代には「薄資の機業家に三十日、或は六十日の販売を約して原料を貸与し、織成の縮緬は機業家の請いに因り、之を京都に送り三井・下村其他に売却するを兼業とし」「丹後一円に於ける氏の機屋は四郡数百軒に上り、京都四条通りに支店を設け、是が販売」をなしていた。（丹後機業の構造分析）二二九頁。

(3) 「羽州米沢御地心得」加悦町加悦、杉本誠一氏所蔵

北国通なし越後新潟へ出出荷仕候問屋同所大月屋、藤藏殿さし向送り是より船積にても取計之世話不残同家より付亦りく廻しに相成候而も付出し送り鳥も頼候事尤下向之砌是非大月殿へ着之上御世話に相成事其処にて聞合候ハバ米沢下り之便宜も被仰候是より米沢御城下迄三拾八里尤御領分入口御番所玉川宿ニ至り此処にてゲンカン前にて恐入て手前之丹後加佐郡何兵衛と申立御願入判御手形貰いたし申上候処、夫より奥州福嶋へ通行いたし候由申上候供屯人連て参り候共屯人づつ御手形を御頼被為候御領分中中止宿仕候時分其宿へ者御手形出し何日より何日迄逗留仕候段其宿より

商用ニ付何日より何日迄の間私共方に止宿被致右御届ケ申上候と印

其家之付札印判ヲ付ケ断リ申ス也

諸方行戻御城下ヲ中にして通り仕毎ニ御城下之大役所ニテハ伺届其手形出スと承り届ケ申して御手形ニ裏判受申也

福嶋へ行く時其手形ヲ板谷口御関所ニて其手形届ケテ通抜候也

又福嶋より入込候時も同様心得也

一、米沢(巻)と 口銭金ニ疋分定法也

尤も止宿中別ニ屯人凡三匁程を飯料として心付其外下女下男時ニ応し心付遣す、

福嶋ニ荷買済候ハハ山作なら凡長作り、問屋にて

下女頼仕立、荷造人も夫々頼人有之

荷造方頼候て

鳥とい

志婦かみ

里うきう繩もの

夫々別ニ買事

其長造りいたすに

右之如く荷造りいたし候也

米沢も右同様也

此処荷造り済候ハバ支料頼ミ津出し荷物ニ改印御頼ニ出し

糸め拾貫匁ニ付

銀七拾貳匁 御役切被成候間

是ハ手中密ニ頼事ニ而聊少々袖ノ下ニ意合有、夫済テ外にも御城下にて問屋付外送り頼不申ては道中通り年々何連かの問屋に止る万事頼事

米沢にて何買

糸しま苅貫 銀貳匁

真綿 百匁 五分

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態（足立）

生	造	図
糸	の	(略
荷	絵	す)

是の糸五ツ並べ
凡てなわにてぬきとおし
からんで置かなくては
道中にて拔事有

其外何買ものでも御連上とり申し出口の関所で不通候

金六拾匁通用定

糸金老阿ニ何程を呉ルと尋事

一、其外道中宿之別に浪花組帳面鑑札いかし申上候

一、米沢宿之別紙京都届後より認メ差上申候

一、玉川宿丑之助殿

若不法ニ咎メ受候時ニ此家にて内願事

一、米沢領問屋

宮 大文字 茂介殿

小出 山形屋 与市兵衛殿

（以下省略）

（4）「請取申為替手形之事」「旧宮津領及び峰山領機方文書」丹後織物工業協同組合本部所蔵

（四）原料生糸の販売形態

かくて主として三丹地方糸及び京都の登せ糸を仕入れた丹後における糸問屋は、その原料糸を糸買次人の手を通じて、時には自分自身直接に機屋に販売したり、或は既に論述した如くこれを歩機に出し、又他の糸問屋に販売したのである。糸問屋間の取引では、時には仕入、時にはその同じ問屋に販売しているのである。例えば諸国の登せ糸の仕入問屋である鍋屋治兵衛（京問屋）からは毎年多量の糸を仕入るのであるが、逆に自分の糸を京都問屋の同人に販売しているのである。そしてかかる問屋間の売買が丹後では盛んに行われているのである。嘉

嘉永二年生糸販売状況

近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態(足立)

販売先	月日	品名	重量	価格	備考
松屋万助 手弁	5月27日	栢屋糸	0.483	0.206.2	明石村
	6月7日	油半	1.594	0.637.6	
		馬五	0.410	0.160.3	
		治印	0.796	0.302.4	
		茜南林多	2.154	0.987.5	
		丁六	1.162	0.455.5	
		大印	0.525	0.193.7	
		藪栢屋	0.957	0.397.3	
		郡長	1.125	0.346.2	
		吹田屋嘉重郎ぬき	1.026	0.379.6	
〃	0.953	0.339.3			
勘兵衛	6月10日	喜佐買	0.747	0.272.3	
		大原田長	0.963	0.287.0	(6月10日改 浜糸8貫453匁 売糸合計長糸4貫814匁)
		大井長糸	3.842	1.248.6	岩屋村
		志け貫	0.965	0.349.9	〃
大 多	12日	高吉糸	0.865	0.354.6	
		茂印	0.520	0.210.6	明石村
鍋屋治兵衛	6月21日	つ善	3.527	1.352.6	京都(仕入先 販売先)同一人)
松屋万助 手弁	6月26日	栗田辺	0.365	0.164.2	明石村
		(各種)	4.509	1.763.1	(6月晦日浜糸19貫411匁 売糸合計長糸9貫625匁)
平伊	7月1日	養松	3.308	1.290.1	
		大忠	2.005	0.832	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	8月12日 売糸合計 63貫704匁
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	10月晦日 売糸合計 136貫729匁

永二年「糸売控帳」⁽¹⁾によると次の如くである。

鍋 治

六月廿一日

一、津善糸

五百九匁 五百弍匁 五百六匁 五百十四 四百八十九 五百十二匁 五百弍匁

×三貫五百三十四匁 内 七匁引

正味三貫五百廿七匁
七六七

代銀老貫三百五十二匁二分

此金廿両三分ト錢弍分八厘 入済

嘉永二年の糸販売状況の一部を、その「糸売控帳」によって集計するときの生糸販売状況表の如くである。なお糸売控帳により、販売の実例を示せば次の如き形式をとっている。

元右衛門
井左衛門
岩屋村 勘兵衛

嘉永二年七月廿二日

一、細上長

四百三十二 二欠 四百七十五 一欠 四百九十九 二欠 四百五十四

四百四十九 二欠 四百六十四 三欠 四百廿五

×三貫百九十八匁

内十二匁 欠引

内三十二匁 百一引

〃 七匁 束一引

正味三貫百四十七匁
六七

毫貫五十四匁二分

入済

右の例によって糸の販売は、全く糸の仕入の場合と全く同様であつて、一束一束の生糸の正味の重量を計り、更にその惣合計から百分の一匁引と一束につき一匁の割で束引を行つて、残りを正味の販売糸として時価に換算して取引しているのである。

(1) 「糸売控帳」加悦町加悦杉本誠一氏所蔵

四 む す び

以上私は近世丹後縮緬機業地帯における糸問屋の系譜及びその取引形態についてこれを実証的に分析し、その存在形態を論述して来たのであるが、既刊の丹後縮緬史及び京都府労働研究所編「丹後機業の構造分析」等が余りにも峰山丹後織物協同組合本部所蔵の機方文書や町村誌所載の資料にのみ依存し、民間の残存文書を看過して書かれた結果、丹後における糸問屋商人が丹後機業において果たした役割を全く欠除し、ために原料生糸の供給を京に仰ぎ、全く機屋が直接京問屋の独占支配下にあつた如く説き、機屋と京都問屋の直接取引を誇大に論断し、丹後機業地帯に成長発展した糸問屋を無視するといった重大な過誤を犯かしているのである。拙稿の実証的研究がこれ等の過ちを訂正し、正しい丹後縮緬機業史の一助ともなれば幸甚に思ふ次第である。

近世丹後縮緬機業地帯における糸問屋の存在形態(足立)